次世代育成支援対策増進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画をそれぞれ策定しましたので公表します。

【次世代育成支援対策増進法】

- 1. 計画策定期間 令和 2 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日
- 2. 目標及び取組内容

(目標1) 年次有給休暇の取得推進を図る。

→ 有給休暇の取得しやすい環境作りの一環として、事業主が職員への周知・啓発を行うとともに、管理者は部下の取得状況を把握して、取得に向けた働きかけを積極的に行うこととする。

(目標2) 育児休暇の取得率100%を図る。

→ 本制度に関する職員への周知を行うことと併せ、産休・育休中の対応等及び復帰時の 労務上の取り扱いについて該当職員に丁寧な説明を行うことにより、安心して休暇が 取得できるような環境作りを行う。

【女性活躍推進法】

- 1. 計画策定期間 令和 4 年 4 月 1 日~令和 9 年 3 月 31 日
- 2. 目標及び取組内容

(目標) 年度毎の職員有給休暇取得率を次のように設定する。

- R6 年度·R7 年度······ 65%以上
- R8年度 ······ 70%以上
- → 事業主による職員への周知・啓発や管理者による部下への取得奨励の他にも、取得率を向上させるための効果的な方法について、部門や管理者等からの意見を広く汲み取りながら目標達成に向けて取り組みを進める。